

安芸市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年5月23日

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
農林課	指定管理協定書第2条別表1の貸与した備品に一部変更が生じていたが、協定書が変更されていなかった。早急に協定書の変更を行って下さい。	指摘のあった指定管理協定書第2条別表1について、令和5年4月26日付けで指定管理変更協定書を締結した。